

奈良県児童虐待防止アクションプランの位置づけについて

- これまで県では、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、平成23年に「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(計画期間:平成23年～平成25年)を策定。以降、内容の見直しを図りながらアクションプランを改定し、令和4年度までに4期にわたりアクションプランを策定。
- 本県では、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、施策の基本的事項を定めた「奈良っ子はぐくみ条例」を令和4年4月に施行し、その実施計画を策定。令和5年度からは、実施計画に「第5期児童虐待防止アクションプラン(計画期間:令和5年度～令和7年度)を位置づけた。
- 令和6年度には、こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむことを目指し、本県のこども政策を総合的に推進するために「奈良県こどもまんなか未来戦略」を策定。
- また、令和2年3月に策定した「奈良県社会的養育推進計画」の前期計画(計画期間:令和2年度～令和6年度)を改定し、令和4年改正児童福祉法の内容を反映した後期計画(計画期間:令和7年度～令和11年度)を策定。
- この度、第5期アクションプランが今年度で終了することから、こどもまんなか未来戦略や社会的養育推進計画の内容等と整合性を図りながら、条例の位置づけを維持し、第6期アクションプラン(計画期間:令和8年度～令和10年度)を策定。

具体的な取組

※取組の実施主体についてはカッコ内に記載 例:【県】

(施策の柱 I) 虐待の実態把握と要因分析

1 児童虐待の実態等の検証

- ・虐待相談の実態調査・要因分析【県】
- ・重症事例等の検証【県】

2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し

- ・支援が長期化している事例の実態把握【県】
(2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握)

3 検証結果報告書の活用状況の把握

- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【県】
(毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る)

(施策の柱 II) 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

1 地域における見守り活動の強化

- ・地域における子育て支援の充実【県、市町村】
- ・民主委員・児童委員活動の強化【県】

2 啓発活動の推進

- ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【県】
・オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【県、市町村】
- ・若年者を対象とした啓発活動の推進【県】
- ・「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発【県】
- ・里親及びファミリーホーム設置教向上のための啓発活動の推進【県】

(施策の柱 III) 虐待の予防と早期の対応

1 母子保健活動との連携強化

- ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【県、市町村】
- ・医療機関と連携した支援【県、市町村】

2 子育て支援の充実

- ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【県、市町村】
- ・学校における予防教育の推進【県、市町村】
- ・子育て支援事業の充実【県、市町村】
- ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【県、市町村】

3 虐待対策の充実・強化

- ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【県、市町村】
- ・通報受理時の情報の共通化【県】

4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化【県】

(施策の柱 IV) 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

1 一時保護の機能充実

- ・一時保護所の機能の充実【県】
- ・一時保護開始時の司法審査への対応【県】※R4法改正後、3年以内に施行
- ・児童の意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくり【県、施設設置者】※R6.4施行
- ・一時保護所の設備・運営基準の策定【県】※R6.4施行

2 社会的養護における体制の充実

- ・都道府県社会的養育推進計画の推進【県】
- ・里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援【県】
- ・里親支援センターの設置推進【県、施設設置者】※R6.4施行

3 被虐待児等へのケアの充実

- ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【県、施設設置者】
(施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進)

4 家族の再統合、子どもの自立への支援

- ・家族の再統合に向けた支援【県、市町村】※R6.4施行
(保護者支援プログラムの充実)
- ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【県、市町村】
- ・施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【県、施設設置者】
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【県】
(退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(施策の柱 V) 子どもと家庭を支援する体制づくり

1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

- ・福祉・保健・教育・警察・司法等の児童に関わる連携強化【県】
警察・市町村・こども家庭相談センターとの連携強化【県、市町村】
警察・司法・こども家庭相談センターとの連携強化【県】
(臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修等)
- ・県と市町村の役割分担【県、市町村】
- ・情報提供に関するルール・共有化【県】
(個別ケース検討会議の実施基準・転居時等の情報提供方法等のルール化)
- ・市町村職員とこども家庭相談センター職員との人事交流促進【県、市町村】
(関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)
- 2 市町村の組織体制の充実・強化
- ・市町村こども家庭センターの設置促進【県、市町村】※R6.4施行
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【市町村】
- ・職員の専門性の向上【県、市町村】
- ・市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【県】
(市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施)
- ・市町村における家庭支援事業の充実【市町村】※R6.4施行
(訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援)
- 3 県の組織体制の充実・強化
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【県】
- ・職員の専門性の向上【県】
- ・市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【県】
(市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)